

# 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、秋田合同庁舎1階の福利厚生施設（食堂）における営業を希望する者を以下のとおり募集する。

令和6年3月8日

法務省所管国有財産部局長

秋田地方法務局長 本間 与志雄

## 1 募集対象者

庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、秋田合同庁舎において食堂の営業を希望する者

## 2 使用又は収益の許可期間

契約開始日から令和11年3月31日まで。

## 3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 法人等を設立して（個人営業の場合は営業開始から）5年以上経過しており、食堂の事業について良好な運営実績が3年以上あること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。

## 4 営業条件

別紙のとおり

## 5 申請書・誓約書等の交付

- (1) 日 時 令和6年3月8日（金）から同年3月21日（木）（土日祝日を

除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 場 所 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階 秋田地方法務局会計課

(3) その他 期限内に申請書・誓約書等の交付を受けなかった者の申請は一切認めない。

## 6 公募説明会

(1) 日 時 令和6年3月22日(金)午後3時から

(2) 場 所 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5階 第二会議室

(3) その他 業務の概要、申請書及び企画書等の作成要領に関する事項の説明及び現場見学を行う。

なお、当日の説明会に出席できなかった者の応募は一切認めない。

## 7 申請書・企画案・誓約書等の受付

(1) 日 時 令和6年3月25日(月)から同年3月27日(水)までの午前9時から午後5時までとする。

(2) 場 所 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階 秋田地方法務局会計課

## 8 問合せ先

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

秋田地方法務局会計課施設係 担当 八幡

電 話 018-862-1128